

## 議第69号

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例案

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三  
島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

「 第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）	「 第3
目次中	を 第6章
附則	」
	附則

節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）

雑則（第49条） に改める。

」

第6条第1項本文中「第3号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同項第3号  
中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行  
う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

### 第6章 雑則

（電磁的記録による記録等）

**第49条** 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するも  
ののうち、この条例の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正  
本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報  
が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこと  
とされているもの又は書面等で行うことが想定されるものについては、書面等に

代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月25日提出

三島市長 豊岡 武士